

## ○和泉短期大学長期履修学生に関する規程

2025年1月25日制定

(趣旨・目的)

**第1条** この規程は、和泉短期大学学則（以下「本学学則」という。）第5条第2項及び第3項に基づき長期履修学生に関して必要な事項を定めるものとする。長期履修学生は、和泉短期大学（以下「本学」という。）に入学が決定した学生で、職業を有している、育児・介護等を行う必要がある、障がい者である等の事情により、標準的な修業年限では卒業が困難な者に限り、申し出により、所定の在学年限の範囲内で修業年限を延長し計画的に教育課程を履修すること目的とする。

(対象)

**第2条** 長期履修（本学学則第5条に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）を申請できる者は、入学時に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 育児又は親族等の介護を行う必要がある者
- (3) 障がい・疾病等を有している者  
（「障害者手帳」など書類による証明を要する）
- (4) その他本学により相当の事由があると認められる者

2 前項に定めた規定にかかわらず、本学の定めるところにより、前項の申請資格を限ることができる。

(申請時期)

**第3条** 長期履修を希望する者は、入学手続き時に必要書類の全てを添えて申請する。

(申請手続)

**第4条** 長期履修を希望する者は、定められた申請期日までに、次の書類を教育・学習支援ユニットに提出する。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類

例) 就労の証明…在職証明書、社員証（写）、社会保険証（写）など  
育児期間中の証明…母子手帳（写）、障害者手帳（写）、同居を証明する書類（住民票）  
介護期間中の証明…介護保険被保険者証（写）、要介護認定書（写）、同居を証明する書類（住民票）  
障がいなどの証明…身体障害者手帳（写）、医師の診断書等

(4) その他、本学が必要と認める書類

2 前項の申請書類については、教育・学習支援ユニットに予め申し出て本学が定めた書式を取り寄せ、申請日までに準備すること。

(許可)

**第5条** 長期履修は、提出書類および面談の内容などを参考に、本学教務委員会の審査および教授会の議を経て、学長により許可する。

2 長期履修を許可するにあたっては、別に定める長期履修許可書を交付する。

(長期履修期間)

**第6条** 長期履修を許可された機関(以下「長期履修期間」という。)に、休学期間は含めない。

2 大学が特別な事情と認める場合を除き、原則、長期履修期間の変更(短縮・延長)は認めない。

(許可の取消し)

**第7条** 長期履修生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、または本学学生としての本分に反する行為をしたと認められたときは、教授会の議を経て、学長は長期履修の許可を取り消すことができる。

2 年度途中に第2条に定めた対象者の要件を欠いた場合は、教授会の議を経て、学長は長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

**第8条** 長期履修学生の授業料等は、本学学則第47条および「和泉短期大学学納金等納入規程」に定められた内容に従い、通常の学生と同じく1年次・2年次の2年間で全額を納付する。

なお、3年次の学納金は「和泉短期大学学納金等納入規程」別表1に示された維持費などのみとする。ただし、修業年限を超えて在籍する場合(4年目:留年)の学納金は、維持費に加え「和泉短期大学学納金等納入規程」第4条第3項「和泉短期大学修業年限を超えて在学する学生の学納金納入規程」のとおりとする。

2 長期履修学生の授業料は、原則、徴収猶予および月割分納を認めない。

3 長期履修学生の授業料について、授業料の額が改定されたとき又は長期履修期間に変更が生じたときは、その都度、再計算する。また、修業年限の変更によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に納める。

(長期履修学生の履修計画・時間割)

**第9条** 長期履修学生の履修計画・時間割については、申請時に提出された長期履修計画書に基づき、教務委員会において調整・決定する。

(長期履修学生の実習)

**第10条** 長期履修学生の実習指導授業・実習実施期間については、実習サポート委員会の定めに従って実施される。

**2** 実習実施要項などの規程により、所定の実習期間の変更（追実習・再実習など）が生じた場合、所定の在籍年限内での免許・資格取得は行えない場合がある。

(雑 則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、教授会の審議を経て行うものとする。

### 附 則

1. この規程は、2025年4月1日から施行する。
2. 2025年1月25日理事会決定に伴い、「和泉短期大学在籍延長規則」は「和泉短期大学長期履修学生に関する規程」に移行する。